

お知らせ information

ご案内

未登記の家屋などの 変更には届出が必要 です

固定資産税は毎年1月1日の課税基準日に固定資産（土地・家屋・償却資産）を所有している方が課税されます。

家屋などの新築や増築については、登記を行わない場合でも、課税の対象となり調査が必要になりますので、引き渡しが完了したら税務課までご連絡をお願いします。

相続などにより未登記の家屋の所有者が変更になった場合は「固定資産に係る申出書」により所有者の変

更をお願いします。

また取り壊した家屋について滅失の登記を行わない場合や、未登記の家屋であった場合には「家屋取壊届出書」の提出が必要となります。提出がない場合、翌年度も課税となる場合がありますので、忘れずに手続きをお願いします。

税務課

72-6932

個人事業税の 納期のお知らせ

個人事業税とは、事業を営んでいる個人に課税される県の税金です。今年度の第2期分の納期限は11月30日④です。県中地方振興局県税部から送付される納付書により、納期限までに最寄りの金融機関にて納めてください。

また預金口座から振替納税をする方法もありますので、ご希望の方は「預金口座振替依頼書」に必要事項をご記入の上、口座振替を希望する金融機関にお申し出ください。新たに口座振替を申し込まれた場合に

は、来年度からの取り扱いとなります。

福島県中地方振興局県税部課税第一課事業税チーム
024-935-1251

12月4日から
12月10日までは
「人権週間」です



法務省人権擁護局および全国人権擁護委員連合会では、12月10日（世界人権宣言採択日）の「人権デー」を最終日とする一週間を「人権週間」と定め、人権尊重思想の普及高揚を図るための活動を行います。

福島地方法務局および福島県人権擁護委員連合会では、12月4日から12月10日までを「第73回人権週間」とし、当該週間を中心に啓発活動および相談活動を行います。

また人権週間に限らず、電話相談を実施していますので、悩み事がありましたらお気軽に相談ください。相談には人権擁護委員および法務局職員が対応し、秘密は守られます。

【みんなの人権110番】
0570-0003-1110

【子どもの人権110番】
0120-0007-1110

【女性の人権ホットライン】
0570-0700-810

相談時間

平日・午前8時30分から
午後5時15分まで
（年末年始を除く）

新しい「ファミたん カード」を配付します

県では、子育て中の方が協賛店で「子育て応援パスポート（ファミたんカード）」を提示すると、さまざまなサービスを受けることができる事業を実施しています。

現在配付しているカードの有効期限が令和4年3月末までとなっていることから、令和4年1月頃から新しい「ファミたんカード」を保育園、幼稚園、学校などを通してお子さんに配付します。お子さんが保育所などに所属されていない場合や、3月末までに受け取れなかった場合、カードをなくしてしまった場合は、子

育て支援課でお申し込みください。

対象者

0歳から18歳未満（18歳に達して最初の3月31日を迎えるまで）の子ども

配付枚数

対象者一人につき1枚

※各種サービスの提供は協賛店のご厚意によるものです。

※「ファミたんカード」を使用する場合は、ご利用の前に必ずお店の方にサービス内容を確認してください。

※平成28年4月から子育て支援パスポートの全国共通展開が始まっており、新しいカードは全国で利用可能です。

子育て支援課

72-22212

